

## コンプライアンス規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下、「この法人」という。)における経営理念及び行動規範に基づきコンプライアンスの取組みに関する基本的事項を含め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

**第2条** この規程はこの法人及び関連団体等におけるすべての役員及び従業員等(社員・契約社員・パートアルバイト・派遣労働者・退職者)に対して適用する。

#### (代表理事)

**第3条** 代表理事は、コンプライアンスへの取組を経営の基本方針の1つとし、コンプライアンス推進体制の整備及び維持向上に努める。

#### (役員及び従業員等)

**第4条** 役員及び従業員等は、法令を遵守し、誠実かつ公正な業務の遂行に努める。

2 役員及び従業員等は、次の行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の役員又は従業員等に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の役員又は従業員等に対する法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- (4) 他の役員及び従業員等若しくはその他のものからの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾

#### (解釈上の疑義)

**第5条** この規程の解釈について疑義が生じた場合、事務局長は理事と協議のうえ、これを決定する。

(改廃)

**第6条** この規程は、理事会の決議により改廃する。

## 第2章 コンプライアンス推進体制

(コンプライアンス推進体制)

**第7条** この法人におけるコンプライアンスの取組みに関する重要事項の決定は、理事会が行う。

- 2 理事会の直属機関として、コンプライアンス推進会議を設置する。
- 3 コンプライアンス推進会議は、協議・決議内容・進捗状況を理事会に報告する。
- 4 コンプライアンス推進会議は、理事会にて選任し、委員長を代表理事とし複数の外部有識者を委員として構成する。
- 5 コンプライアンス推進会議は、原則として、半期ごとに開催する。
- 6 コンプライアンス推進会議の事務局は、この法人の事務局が担当し、事務局長が担当する。

(コンプライアンス推進会議)

**第8条** コンプライアンス推進会議は、次の権限を持つ。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の制定及び廃止に関する理事会への付議
- (2) この規程及びコンプライアンスに関する規程の施行にあたり必要となるコンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラム等の協議及び決議
- (3) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する協議及び決議
- (4) その他必要事項

(コンプライアンス推進事務局)

**第9条** コンプライアンス推進事務局は、次の事項を行う。

- (1) この規程及びコンプライアンスに関する規程の起案
- (2) コンプライアンス・マニュアル等の立案
- (3) コンプライアンス・プログラム等の立案
- (4) コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直し
- (5) コンプライアンスに関する事項の指導・助言
- (6) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (7) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(8) 第6号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第7号の処分及び再発防止策の公表

#### (コンプライアンス・マニュアル)

**第10条** コンプライアンス推進事務局は、コンプライアンス・マニュアルを整備し従業員等に周知するとともに、定期的に内容の見直しを行い、必要に応じ所定の手続きを経たうえで、随時更新できるものとする。

#### (コンプライアンス・プログラム)

**第11条** コンプライアンス推進事務局はコンプライアンス・プログラムを立案し、コンプライアンス推進会議の承認を得る。

2 コンプライアンス推進事務局は、承認されたコンプライアンス・プログラムを各関係者に通知する。

3 事務局はコンプライアンス・プログラムの実践状況を検証し、改訂において、適切に反映させなければならない。

### 第3章 コンプライアンス違反の対応

#### (相談)

**第12条** 役員及び従業員等は、コンプライアンス違反行為又はその恐れがある場合(以下「コンプライアンス違反行為」という。)がある場合は、事務局長若しくは内部通報窓口相談・通報する。

2 相談・通報を受けたものは、その内容についてコンプライアンス推進事務局に報告しなければならない。

#### (対応)

**第13条** コンプライアンス推進会議は、相談・通報を受けたコンプライアンス違反行為等の対応について、理事会に報告する。

2 コンプライアンス推進会議は、調査する内容によって、関連する部署のメンバー、外部の専門家からなる調査チームを設置することができる。

3 必要に応じ、当該役員又は従業員に対し、当該案件に係る業務又は意思決定への関与の制限その他必要な措置を講ずることができる。

#### (報告)

**第14条** コンプライアンス推進会議は、定期的にコンプライアンス違反行為等の対応について理事会に報告する。ただし、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項については、速やかに、理事会に報告する。

**(処分)**

**第15条** コンプライアンス推進会議は、調査の結果、コンプライアンス違反行為が明らかになった場合、その内容を事務局に報告する。

2 事務局は、その内容が就業規則に基づき処分が相当であると判断した場合には、代表理事の決済を得て、代表理事が処分を決定する。

**(是正措置)**

**第16条** コンプライアンス推進会議は、是正措置及び再発防止等を講じる必要がある場合、関係各部署の長に対して、代表理事名により是正措置命令を出す。

2 是正措置命令を受けた関係部署の長は、遅滞なく必要な対策、措置等を講じ、その実施状況を記載した報告書をコンプライアンス推進会議に提出する。

3 コンプライアンス推進会議は、報告書の内容を検討し理事会に報告する。

**附 則**

この規程は、令和8年1月29日から施行する。